

商工会だより

おいでよ ふる里まつり 2019

ご協力ありがとうございました！

毎年恒例の“おいでよ ふる里まつり”が10月27日（日）に町体育館周辺において盛大に開催されました。

今年は、久しぶりに雨の心配がいらぬ祭り日和で、見事な秋晴れとなり、多くの来場者に来ていただきました。いたるところに行列ができ、どの店も繁盛していました。

役員・商工業部会・ポイントカード会・青年部・女性部の皆さまにおかれましては、前日の準備から当日の後片付けまでお疲れ様でした。

また、売上げにご協力いただきました皆さまにも感謝申し上げます。

★ありがとうございました★



お客さんと賑わっています



★準備万端★



令和元年11月1日発行

第237号(11月号)

発行所 七宗町商工会

岐阜県加茂郡七宗町上麻生 2277-1

TEL:(0574) 48-2080 FAX (0574) 48-1994

URL: <http://www.tsci.hichiso.gifu.jp>

Email: shoko@tsci.hichiso.gifu.jp



この事業は県の補助金を一部受けています。

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

ご相談・お申込
は商工会まで

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

月1000円から始められます。少額でも早い時期から掛け始めれば、受け取り時の控除額が増えることがあります。迷ってみえる方は一度ご相談ください。共済金を受け取られた方から、喜びの声を何件もいただいています。元気に働ける今から、老後のことを考えてみませんか。

事業主の皆様へ ～労働保険の手続きはお済みですか～

1人でも労働者を雇用する事業所は、必ず労働保険に加入していないといけません！

「労働保険」とは労働保険と雇用保険の総称です。

「労災保険」は、労働者が業務や通勤に起因して、負傷・疾病・死亡した場合に、労働者本人や遺族に必要な給付を行います。臨時・アルバイト等であっても雇用した労働者はすべて対象となります。

「雇用保険」は、労働者が失業したときや教育訓練を受講したとき、在職中の60歳～65歳未満や育児休業・介護休業中の労働者で一定の賃金低下があった場合に、必要な給付を行います。

また、事業主に対しては、失業の防止、雇用の安定、労働者の福祉の増進を図っていただくための各種助成金制度があります。

パートタイム労働者も、1週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ雇用見込みが31日以上である場合は雇用保険に加入しなければなりません。

加入手続きを行っていない事業主の方は、すぐに手続きをお願いします。

65歳以上の方も雇用保険の加入が必要です！

平成29年1月1日より、65歳以上の労働者を雇用した場合や、継続して雇用している場合も加入手続きが必要となりました。従業員の方の雇用保険をご確認ください。 ※詳しくは商工会まで

県の最低賃金
10月1日～
851円

労働者に最低賃金を下回る賃金しか支払っていない場合には、その差額を支払わなくてはなりません。

地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則（50万円以下の罰金）が定められています。

なお、特定（産業別）最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、労働基準法に罰則（30万円以下の罰金）が定められています。

*共済の請求を忘れていませんか？

貯蓄共済の医療特約や福祉共済にご加入の皆さん！支払い申請を忘れていませんか？

請求する共済の種類によって異なりますが、時効は発生から3年です。本来は30日以内に連絡が必要となっておりますが、3年以内なら共済金が支払われる可能性があります。

職員が加入者皆様のおケガやご病気で入院された事実すべてを把握することが難しく大変申し訳ございませんが、せっかく加入していただいておりますので、是非お気軽にご相談ください。

従業員さんへ加入しておられる事業所は、従業員さんが辞められたときに解約の手続きも必要となりますのでご連絡ください。

商工会からのお知らせ

自主記帳をされている皆様へ

昨年度はソリマチの『みんなの青色申告』ソフトのアップデートはありませんでしたが、今年は消費税増税のタイミングでみんなの青色申告2.0が発売になりました。既に新しいソフトをインストールさせていただいた事業所さんが多いですが、まだの方は早めに商工会までご連絡をお願いします。ソフトは商工会に用意してあります。

年末から決算時期にかけバタバタとしますので、早めの記帳入力と提出も併せてお願いいたします。



福祉共済へのご加入をお願いします

今年度七宗町商工会は、福祉共済の新規加入推進を重点課題とし、職員一丸となって推進活動を行っています。何件かの事業所様にご協力をいただき、9月におけるケガの補償の全国順位は24位という状況です。ただ、純増割合が8月は総合9位だったのに対し、9月はランク外に転落してしまいました。何とかランク内に返り咲き、最終結果で表彰していただけるようになりたい！！

そこで、年末にかけて重点的にご説明に訪問させていただきたいと思っています。
ご協力をよろしくお願いいたします。



商工会健康診断を受診された事業所さまへ

事業者として、従業員に健康診断を受診させる義務があるのをご存知でしょうか。従業員が1人でもいる場合は、個人事業や中小企業でも、規模の大小に関係なく健康診断を受診させなければなりません。義務を怠ると罰金を課せられます。

事業主の方は従業員の健診結果をご覧ください、再検査が必要な方がいらっしゃいましたら、早めに再検査をしてもらうようご指導ください。(なお、健診結果の事業所控えは5年間保管しなくてはならないことになっています。)

商工会が実施しました健診に係る負担金は11月29日(金)に指定口座より引き落としさせていただきます。ご準備をお願いします。

